

京丹後市商工業総合振興条例～抜粋～

(新経済戦略推進会議の設置)

第21条 市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、京丹後市新経済戦略推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第22条 推進会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

- (1) 社会構造、経済状況、地域環境に即した施策の評価及び見直しに関する事
- (2) 第8条に定める基本方針に基づく、体系的な施策の推進及びその進行管理に関する事
- (3) その他本市商工業の総合的な振興に関する事

(組織等)

第23条 推進会議は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、商工業者、商工関連団体、観光関連団体及び農林漁業者等の代表者、商工業に関する有識者、大学等研究機関の関係者、その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第24条 推進会議に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第25条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 推進会議の会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第26条 推進会議の庶務は、商工観光部商工振興課において処理する。

○京丹後市新経済戦略の概要(旧計画)

計画期間 H25.9～H29.3

目的 ・商工業の振興を総合的に推進
・地域経済の活性化と安定的な発展

位置づけ 京丹後市総合計画における「商工業の振興」の推進を担うアクションプラン

主な構成

基本理念

京丹後型「新グリーン経済」の構築。地域経済を活性化する産業基盤の維持・発展を基礎に、特色を活かした付加価値を創造。

戦略の目標

- 1 企業経営の安定化・再生
- 2 地域産業、企業の成長・発展
- 3 新産業の創出
- 4 雇用の場を創造
- 5 グリーン経済の実現、農林漁業との連携

I 基本戦略

- (1) 企業の経営安定と再生
- (2) 企業の成長支援
- (3) 新規創業と新産業の創出
- (4) 企業誘致の推進

II 未来開拓戦略

- (1) グリーン経済の実現
- (2) 京丹後型「農商工観連携」の推進
- (3) 京丹後型ワークスタイルの創造

新経済戦略「プロジェクト100」

「基本戦略」と「未来開拓戦略」に基づく100の取り組みメニューを提案。

平成29年度以降は、

「京丹後市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に京丹後市経済戦略の趣旨を継承

地域経済を取り巻く環境に変化

コロナ禍の経験
人口減少に伴う内需の縮小や過疎化の進展
グローバル経済の進展
働き方の多様化
SDGsにおける地方創生の在り方 など

地域の実情に即した経済戦略が必要

京丹後市の経済発展に向けて、
必要な視点・観点を追加

・人材確保、育成
・SDGs
・ウェルビーイング
・サーキュラーエコノミー
・DXの推進 など

京丹後市新経済戦略推進会議で
議論、検討

新たな新経済戦略を策定